

令和5年度

第1回 宜野湾市職員採用候補者試験案内

宜野湾市総務部人事課

宜野湾市野嵩一丁目1番1号 本庁3階

電話 (098) 893-4411(内線1411)

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

受付期間	令和5年5月29日(月)～令和5年6月14日(水)
一次受験期間	令和5年6月26日(月)～令和5年7月10日(月) ※上記の期間のうち、都合の良い日時・試験会場を予約し、日本全国の受験センターで受験すること。
一次試験内容	教養試験(基礎能力検査)及び、適性検査 ※基礎能力検査とは、 <u>公務員試験対策不要の試験</u> のことです。
採用予定日	令和5年10月1日 ※採用日については原則上記の日付となりますが、欠員状況等により上記以外の採用日となる場合があります。

令和5年度第1回宜野湾市職員採用候補者試験を次のとおり実施いたします。

1 募集職種、採用予定人数及び従事する業務内容

職種	採用予定人数	従事する業務
上級土木職	若干名	市長事務部局、教育委員会、上下水道局等において、それぞれの職種に関連する業務、行政事務等に従事します。
中級土木職	若干名	
初級土木職	若干名	

2 受験資格

(1) 各職種・試験区分ごとに次のような受験資格があります。

職種及び試験区分	受験資格
上級土木職 (B)	昭和 58 年 4 月 2 日以後に出生した者で、学校教育法による大学を卒業した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者（*注 1）で、下記の①又は②に該当する者 ① 学校教育法による大学で、土木に関する課程を履修した者 ② (a)～(d)のいずれかの免許・資格保持者 (a)技術士又は技術士補（建設又は上下水道部門）、(b)RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）、(c)土地区画整理士、(d)土木施工管理技士（1級、2級）
中級土木職 (C)	昭和 58 年 4 月 2 日以後に出生した者で、最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者（*注 2）（*注 3）で、下記の①又は②に該当する者 ① 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校で、土木に関する課程を履修した者 ② (a)～(d)のいずれかの免許・資格保持者 (a)技術士又は技術士補（建設又は上下水道部門）、(b)RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）、(c)土地区画整理士、(d)土木施工管理技士（1級、2級）
初級土木職 (D)	昭和 58 年 4 月 2 日以後に出生した者で、最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者（*注 4）で、下記の①又は②に該当する者 ① 学校教育法に基づく高等学校で、土木に関する課程を履修した者 ② (a)～(d)のいずれかの免許・資格保持者 (a)技術士又は技術士補（建設又は上下水道部門）、(b)RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）、(c)土地区画整理士、(d)土木施工管理技士（1級、2級）

- *注 1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において 4 年制大学を卒業した者などになります。
- *注 2 「同等の資格があると認められる者」とは、次の者になります。
ア 学校教育法に定める専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上で、かつ 1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程を卒業した者
イ 職業訓練短期大学校を卒業した者
- *注 3 「学校教育法による大学を卒業した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者」は受験できません。
- *注 4 「学校教育法による大学を卒業した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者」、「最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者」及び、「4 年制大学の 3 学年以上に在学する者」は受験できません。

(2) 欠格条項（次のいずれかに該当する場合は受験できません）

- ア 地方公務員法第 16 条に該当する者
(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(イ) 宜野湾市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

を主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(3) 国籍要件

日本国籍を有しない者も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員の基本原則に基づき任用されます。(採用にあたっては、就職が制限されない在留資格が必要です)

3 試験の方法及び内容

試験は第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者のみ実施します。

(1) 日時・試験会場

職種及び試験区分	試験の区分	日 程	試験内容	試験会場
共通	第一次試験	令和5年6月26日(月)から 令和5年7月10日(月) ※上記の期間のうち、都合の良い日時・試験会場を予約し、受験すること。	・教養試験(基礎能力検査) ※公務員試験対策不要の試験 ・適性検査	日本全国のテストセンター (約270か所から都合の良い試験会場で受験すること。)
共通	第二次試験	令和5年8月13日(日)予定	口述試験	宜野湾市役所

(2) 試験の内容

第一次試験

職種及び試験区分	科 目	出 題 分 野	問 題 形 式
上級土木職(B)	教養試験(基礎能力検査)	大学卒業程度の言語、数理、論理、常識、英語	択一式(60分)
	適性試験	適性検査	択一式(35分)
中級土木職(C)	教養試験(基礎能力検査)	短大(専門)卒業程度の言語、数理、論理、常識、英語	択一式(60分)
	適性試験	適性検査	択一式(35分)
初級土木職(D)	教養試験(基礎能力検査)	高卒業程度の言語、数理、論理、常識、英語	択一式(60分)
	適性試験	適性検査	択一式(35分)

第二次試験

職種及び試験区分	科 目	出 題 分 野
共通	口述試験	面接等の試験を行います。 ※詳細については一次合格者へ通知いたします。

※ 所定の試験をすべて受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験が1つでも

ある場合は、他の試験についても採点を行いません。

4 合格者の発表

	日 時	方 法
第一次試験	令和5年7月24日(月) 10時以降	宜野湾市ホームページ、宜野湾市役所本庁前掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	令和5年8月29日(火) 10時以降	

試験結果については、宜野湾市個人情報保護条例（平成13年条例第17号）第11条の規定により開示請求することができます。マイナンバーカード、運転免許証、旅券など本人であることを証明できる書類を持参のうえ、下記問い合わせ先までお越してください。

※電話・メール等での開示請求には一切応じません。

5 受験手続き

(1) 第一次試験

ア 申込方法

宜野湾市ホームページの専用ページにアクセスし、手順に従い受験申込みしてください。電子申請による方法が事情により困難な方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※申込書類は、宜野湾市役所総務部人事課で受け取ることもできます。

※予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。

申込ページ：https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/somu/5/1/2/1/saiyou_r5/index.html

QRコード：



(2) 第二次試験

ア 申込書の交付及び受付

第一次合格者に対し、令和5年7月24日(月)から8月2日(水)まで総務部人事課で行います。

(土・日曜日を除く8時30分から17時15分まで)

イ 第二次試験申し込みの際に提出する書類について

(ア) 履歴書（指定様式）

(イ) 卒業証明書又は卒業証書の写し（最終学歴）

(ウ) 免許又は資格に関する証明書又は免許・資格の写し

※その他、必要に応じて追加提出頂く書類があります。

6 第一次試験当日の注意事項

- (1) 試験中、携帯電話、電子通信機器等の使用は一切禁止します。
※携帯電話や、電子機器を時計代わりに使用することは認めません。
- (2) 申し込み終了後に、試験に係る注意事項に関する詳細をメールにて送付することがありますので、随時、確認できるようにしておいてください。
- (3) その他、事前又は試験当日に試験センターから指示がある場合は、その指示に従ってください。
- (4) 台風時の取扱いについては、当市又はテストセンターからメール等にて連絡をいたします。

7 採用候補者名簿の登載、採用の経路及び給与について

- (1) 最終合格者は、職種ごとに採用候補者名簿に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から採用を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- (3) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 採用時における給料はおおむね次のとおりです。(令和5年4月1日現在)(給料は学歴や職歴等に応じて加算調整が行われます。)

【初任給例】

上級職で民間経験5年の場合	約21万円
中級職で民間経験5年の場合	約20万円
初級職で民間経験7年の場合	約19万円

※上記以上の職歴がある場合、職歴に応じて加算調整されます。

※このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件に応じて支給されます。

8 問い合わせ・申込先

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 総務部 人事課

098-893-4411 (内線1411)